

枚方市議会 文教常任委員会

所管事務調査報告

平成26年2月20日

## 目 次

1. 学力向上に向けた教育環境の整備について……………	1
(1) ICTの活用方策について……………	2
① 授業等におけるICTの活用方策について……………	3
② 校務におけるICTの活用方策について……………	7
(2) 学校図書館の在り方について……………	8
① 人的配置の在り方について……………	9
② 図書館環境の在り方について……………	10
③ 子どもの読書活動の推進等について……………	12
2. 提言内容の実現に向けて……………	14
3. 開催状況……………	15
4. 文教常任委員名簿……………	17

## 1. 学力向上に向けた教育環境の整備について

市長とともに二元代表制の一翼を担う本市議会では、平成24年度から、その役割を積極的に果たすべく、各常任委員会が、その所管する事務についての調査（所管事務調査）を精力的に行っているところです。本委員会でも、平成25年度において、こうした所管事務調査を行うべきということで委員の意見が一致し、そのテーマを「学力向上に向けた教育環境の整備について」と決めました。しかし、一口に「学力向上に向けた教育環境の整備」と言っても、その内容は多岐にわたります。

まず考えられるものとしては、教員の増員等の人的配置や、その結果として実現が可能となる少人数学級編制などが挙げられます。この点については、平成24年度から、本市独自で小学校の第3学年まで少人数学級編制を実施するなど、一定の進捗が見られるところです。

また、もう少し視点を大きく持てば、学校規模等の適正化も、こうした範疇に含まれると考えられます。この点については、毎年度、本市教育委員会が学校規模等適正化実施プランを策定し、その中で適正な学校規模の範囲や、「一小一中」を通学区域の基本とすることなどが示されています。

さらに、施設面で言えば、本市では、学校園の普通教室や特別教室などにエアコンを一斉に整備し、平成21年3月から使用を開始しています。これにより、猛暑の中でも、子どもたちが比較的快適な環境で授業を受けられるようになったことは、学力向上に資するものと考えられます。

これらのほか、近年、「学力向上に向けた教育環境の整備」の上で注目されているものとしては、ICTの活用と学校図書館の充実が挙げられます。

ICTとは、Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、一般的には情報通信技術と訳されています。本市においても、全市立小・中学校にコンピュータ教室を設置し、電子黒板等の機器を整備するなど、ICTの活用が進められてきましたが、他の自治体の先進的な取り組みとして、子ども1人につき1台の割合でタブレット型端末を配備する小・中学校も出てきています。

また、学校図書館については、新学習指導要領で「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と定められており、「学習・情報センター」としての機能と、「読書センター」としての機能を十分に発揮することで、学校教育の中核たる役割を果たすことが期待されています。

以上のことから、本委員会は、平成25年度において、「学力向上に向けた教育環境の整備について」を大きなテーマとしながら、「ICTの活用方策について」及び「学校図書館の在り方について」に焦点を絞り、所管事務調査を行うこととしました。以下では、その調査内容を記載しています。

## (1) ICTの活用方策について

### 【基本的な考え方】

- ① 授業等におけるICTの活用については、直接的に学力向上につながる一つの手段であることから、基本的には積極的に推進すべきであり、その際、ハード・ソフト両面から充実を図る必要がある。
- ② 校務におけるICTの活用については、直接的に学力向上につながるものではないが、校務の省力化により多忙な教員の負担が軽減できれば、その分、子どもと向き合う時間や授業の準備時間などが増えることから、あわせて推進すべきである。

本市では、ICT機器を活用した授業の効果について、「子どもにとってわかりやすくなる」とした教員の割合が小学校で約66%、中学校で約43%となっている。「子どもの学習意欲が高まる」、「子どもの集中力が高まる」という効果を感じる教員も比較的多い。

また、放課後学習や家庭学習において、平成20年7月までに全市立小・中学校に配備した「自学自習力支援システム」を活用しており、平成25年度に行われた効果検証では、復習テストの平均点が11ポイント以上アップするなどの結果が出ている。

さらに、本委員会としても、市立小・中学校や先進都市の小学校においてICT機器を活用した授業の様子を目の当たりにし、その効果を実感したところである。

以上のことから、基本的には、授業等におけるICTの活用を積極的に推進すべきである。その際、ICT機器等のハード面を整備するだけでは実際の活用に至らないことから、ソフト面も含めた充実策が必要である。

ただし、全児童にタブレット型端末を配備した小学校においても、すべての授業でこれを活用しているわけではなく、板書を中心とした、以前から行われているタイプの授業を基本としていることには注意が必要である。

なお、教員の多忙化の解消は、本市においても喫緊の課題である。校務におけるICTの活用は、これにより教員の負担が少しでも軽減できれば、子どもと向き合う時間や授業の準備時間などが増えることが期待でき、間接的ではあるものの学力向上につながると考えられることから、こちらも推進すべきである。

## ① 授業等におけるICTの活用方策について

### 【課題1】

教育用コンピューターの台数が不足している。

本市では、平成10年から全市立小・中学校にコンピューター教室を設置している。平成19年度からは「自学自習力支援システム」の導入を開始し、平成21年度にはコンピューター教室以外の教室にも教育用コンピューター等を整備した。その結果、現在、指導用と児童・生徒用を合わせた教育用コンピューターは、小学校で約1,760台、中学校で約1,140台となっている。

しかし、教育用コンピューター1台当たりの児童・生徒数で見ると、本市は、小学校で12.8人、中学校で9.9人となり、国の目標値（いずれも3.6人）はもちろん、全国平均（小学校7.5人、中学校6.5人）や大阪府平均（小学校7.5人、中学校8.0人）を下回っている。

教育用コンピューターのうち、指導用コンピューターの台数については、小学校で639台（867学級）、中学校で284台（350学級）であり、それぞれ学級数に満たない。これに対し、教員からは、「授業で使えるパソコンが少ない」、「つなぐ手間があり、いざというときに使えない」などの声がある。

また、コンピューター教室に配備されているコンピューターは、指導用、児童・生徒用を合わせて、小学校で各校21台ずつ、中学校で各校41台ずつであり、小学校では40人学級に対応できていない。国の目標値は、小・中学校とも各校42台ずつとなっており、小学校については、これを大幅に下回っている。これに対し、教員からは、「1クラスの児童数分は配備してほしい」などの声がある。

### 【提言1】

各学級に1台ずつ指導用コンピューターを配備する。また、小学校のコンピューター教室に配備されているコンピューターの台数を増やす。

現在、デジタルテレビ（50インチ）は、小学校で861台と、ほぼ全学級に1台ずつ配備されている。そのため、小学校では、各学級に1台ずつ指導用コンピューターを配備することで、デジタルテレビと組み合わせた活用が可能となり、つなぎ替える手間なども不要になると考えられる。

また、中学校においては、授業において教員自作の教材を使用することが多いため、プロジェクターとコンピューターを併用して活用する教員の割合が約36%と高くなっている。この点からも、指導用コンピューターを各学級に1台ずつ配備することが望ましい。

なお、近年、他の自治体の先進事例として、子ども1人につき1台の割合でタブレット型端末を配備する例も見られる。これに対しては、やはり板書を中心とした授業が基本となること、たとえリースであってもICT機器の整備、更新には一定の費用が必要となることを考えると、限られた教育予算を効率的に執行する観点から、慎重な姿勢で臨むべきであると考えます。

一方で、特に小学校においては、本市の児童1人当たりの教育用コンピューターの台数が全国平均、大阪府平均を大きく下回っていることから、コンピューターの整備が急がれる。まずは、コンピューター教室において1学級の児童に対応できるだけの台数を確保することが必要である。

なお、付言すると、小学校に限らず、コンピューター教室に配備されたコンピューターを更新する際であれば、タブレット型端末を導入することも考えられる。

## 【課題2】

電子黒板が余り活用されていない。

本市では、平成21年度において、電子黒板を初めとしたICT機器の整備が進められた。とはいえ、テレビ型電子黒板、ユニット型電子黒板のいずれもが、小・中学校とも各校1台ずつの配備にとどまっている。

そのため、テレビ型電子黒板を使用した教員の割合は、小・中学校ともわずか5.6%である。また、プロジェクターとともに使用するユニット型電子黒板では、その割合はさらに低下し、いずれも1.5%となっている。この割合は、小学校で6割強の教員が使用している実物投影機（書画カメラ）などと比較すると、格段に低いものである。

しかも、特にテレビ型電子黒板については、特別教室等に設置されており、配線をつなぎ替える手間などを考えると、特定の教員しか活用できない状況にあると考えられる。さらに、本委員会としても、市立小学校におけるテレビ型電子黒板の活用状況を視察した際、重量や大きさの関係で異なる階や教室への移動が困難な状況にあることを確認した。

## 【提言2】

各学校のフロアごとに電子黒板を整備する。

本委員会としては、市立小・中学校において電子黒板を活用した授業の様子を目の当たりにし、その効果を実感したところであるが、せっかく導入したにもかかわらず、活用されていない状況があることは遺憾である。こうした状況を改善するためには、テレビ型電子黒板であれば、学校の構造に応じて、1つの階に少なくとも1台以上の整備が必要にな

る。

ただし、同様の学習効果が得られるならば、購入費用等を考慮した上で、必ずしも（テレビ型）電子黒板にこだわらず、プロジェクターとコンピューターを併用した活用なども考えられる。

### 【課題 3】

**既存の ICT 機器を最大限に活用できない状況がある。**

本市では、情報セキュリティーを確保するため、原則として、教育用コンピューターにおいて USB メモリー等の外部媒体を使用することができない。電子メールにより自宅から学校にデータを送信することや、DVD にデータをコピーして学校に持ち込むことは可能だが、少し煩雑な方法である。教員からも、自作の教材を使う際などに USB メモリーが使用できないことに不満を感じる声が多く聞かれた。

また、市立小・中学校においては、超高速（30Mbps 以上）インターネットの接続率 100% を達成している。しかし、フィルタリングソフトを導入しているため、授業準備のための調査や教材の収集をする際、一定のサイトへの接続がブロックされ、インターネットを十分に活用できない状況がある。この点についても、教員からの不満の声が多い。

なお、各学校の管理者権限により、指導用コンピューターと児童・生徒用コンピューターの区分ごとにフィルタリングの設定を変更することは可能であるが、教員の声から推測すると、実際にはこうした変更が行われていない学校があると思われる。

### 【提言 3】

**ICT 機器の活用を阻害する要因を取り除く。**

個人情報や外部媒体に保存することは絶対にしてはならないが、個人情報を含まない、授業に使用する教材などのデータであれば、ウイルス感染などに注意しながら、USB メモリー等への保存を可能とすることも考えられる。

ただし、その前提として、個人情報については、情報管理サーバーの導入等により一元的に管理し、そもそも外部媒体への保存をできないようにすることが必要である。（この点については後述）

また、教員が授業の準備を円滑に行えるようにするため、各学校の管理者権限によりフィルタリングの設定を変更することが可能であること、また実際に変更する方法を周知することが必要である。

なお、その際は、アクセスログを把握できるようにし、あわせて情報モラルについての指導を徹底する必要がある。

#### 【課題 4】

教員の I C T 活用能力や指導力にばらつきがある。

授業で I C T 機器を活用したことがある教員は、小学校では 9 割以上に及ぶ。中学校では 7 割強にとどまっているが、これについては教科担任制との関係が考えられる。例えば、I C T 機器を活用した授業を実施した教科等についてのアンケートでは、実施した教員の割合が、理科では約 8 割、英語では 7 割強に対し、国語では 2 割強、数学では 3 割強となっていることから、そのことがうかがえる。

また、教員の I C T 活用指導力については、全国と比較して、全体的に低い傾向にあり、特に「児童・生徒の I C T 活用を指導する能力」は、大阪府と比較しても低い状況にある。指導者が活用するだけでなく、授業の中で子どもが I C T 機器を活用し、自分の考えや調べたことを発表できるための指導は、今後の課題と言える。

さらに、本委員会の委員と本市教育委員会との間で行った質疑応答の中では、I C T 機器を活用した授業の内容において、教員や学校任せの側面が大きいことが感じられた。これが、教員ごと、学校ごとに I C T 活用能力等にばらつきが出る要因の一つではないかと考えられる。

なお、I C T 機器を活用した授業に使用する教材の作成には、一定の時間や技術を要するという教員からの声も大きい。

#### 【提言 4】

本市教育委員会が主導的な役割を果たし、I C T の活用方策について情報共有を図る。

これまでも、本市では、各校 1 名ずつ配置されている情報主担者を対象とした研修や、個別の I C T 機器活用研修、研究授業などを通じ、I C T の活用方策について、教員間、学校間の情報共有を図ってきた。今後は、これを一步進めて、どのような教科、単元において、どのような教材を使って授業をすれば効果的かなど、本市教育委員会が I C T 活用事例の把握や集積を行い、一定のモデルやマニュアルを示すべきである。また、その際には、学校現場の声を十分に聞き取ることが必要である。

あわせて、I C T に関係した各種研修等も継続して行うとともに、今後は、教員間、学校間の交流を通じ、I C T 機器用の教材作成などにおいて教員の省力化やスキルアップを図ることも考えられる。また、各学校においては、I C T 活用に精通した教員を中心に O J T (On-the-Job Training=オン・ザ・ジョブトレーニング：職場内教育) の充実を図っていくことが必要となる。

なお、現在の教育委員会内に常駐する I C T サポート支援員は、その役割が I C T 機器のハード面の支援にとどまっていることから、今後は、

さらなる人的支援により、教材作成などの面で教員をバックアップすることも考える必要がある。

この点については、本委員会で訪れた先進都市研修先の小学校において、教員のICT活用を支援する人員を配置していたことなども参考になる。

## ② 校務におけるICTの活用方策について

### 【課題】

子どもの個人情報が一元的に管理されていない。

本市では、平成18年度から、情報セキュリティを確保した校務用コンピューターの整備を進め、平成24年度には、常勤の教員1人につき1台の配備を完了した。これにより、情報共有、情報発信、サービス管理上の事務などについては、一元的な管理のもとで行われている。

しかし、子どもの氏名、成績、出席日数等の個人情報については、一元的に管理されていないため、通知表、指導要録、出席簿等を作成する際は、これらの個人情報をその都度転記する必要がある。教員が多忙になる中、コンピューターの整備がその解消に余り役立っていない点は、やはり大きな課題の一つである。

### 【提言】

情報管理サーバーを設置するとともに、校務支援システムを導入し、子どもの個人情報を一元的に管理する。

子どもの個人情報を一元的に管理するため、情報管理サーバーを設置し、あわせて校務支援ソフトを導入する。これにより、個人情報をその都度転記する必要もなくなり、校務の省力化が図られることから、子どもと向き合う時間や教員が授業の準備時間を確保することにつながり、よりきめ細かな指導により、学力向上を図ることが可能になると考えられる。

また、そもそも個人情報を外部媒体に保存することが不可能となることから、情報セキュリティもさらに強化される。これにより、個人情報とそれ以外の情報を切り分けることが可能となり、教材のデータを活用するため、USBメモリー等の外部媒体を使用可能にすることも考えられる。

## (2) 学校図書館の在り方について

### 【基本的な考え方】

新学習指導要領において学校図書館の活用が明確にうたわれていることから、現在は、以前にも増して、学校図書館の有する「学習・情報センター」としての機能と、「読書センター」としての機能を十分に発揮することが求められている状況にあり、そのための①人的配置や②図書館環境の整備が必要である。

また、全国学力・学習状況調査などにおいて読書と学力には相関関係があると指摘されていることから、今後は、学力向上に向け、学校図書館が中心となって、③子どもの読書活動を推進することなども必要である。

「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得だけでなく、思考力、判断力等の育成を重視する新学習指導要領においては、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とされている。

従来、学校図書館には、子どもの「学習・情報センター」としての機能と、「読書センター」としての機能の2つがあるとされてきたが、新学習指導要領を見ても、今や、学校図書館は、これら2つの機能を発揮することを通じ、学校教育の中核たる役割を果たすことが期待されている状況にある。

しかしながら、少なくともこれまでにおいて、本市の学校図書館が、これらの機能を十分に発揮してきたとは言いがたい実態がある。今後、一定の人的配置のもと、図書館環境の整備を図らなければ、決して、これらの機能を発揮することはできないことから、本市教育委員会として、責任を持って対応すべきと考える。

また、特に読書については、全国学力・学習状況調査の結果等を分析する中で、学力との相関関係が指摘されている。本市においても、家や図書館でふだん全く読書をしないという子どもの割合が増加するなどの状況があり、学力への影響が懸念されている。

今後は、学校図書館が中心的な役割を担いながら、子どもの読書活動の推進などに努めていく必要があると考える。

## ① 人的配置の在り方について

### 【課題】

学校司書が配置されていない。

学校図書館の運営を総括する司書教諭は、学校図書館法により12学級以上の学校に必置となっている。本市では、11学級以下の学校を含め、各校に1名ずつ司書教諭が配置されているが、専任ではない。そのため、特に学級担任を兼任する司書教諭が多忙を極めており、学校図書館の運営に積極的にかかわることができない状況にある。

そして、司書教諭と連携して学校図書館の運営に関する専門的・技術的業務を行う学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）は、全国の公立小・中学校では半分近くに配置されているが、本市においては未配置の状況である。結局、本市では、学校図書館の環境が司書教諭の置かれている状況に左右され、各校ごとに大きなばらつきがあるのが実情である。

### 【提言】

各校に1名ずつ学校司書を配置するのが理想であるが、まずは一部の学校だけでも学校司書を配置する。

学校司書については、各校に1名ずつ常勤の専任者を配置するのが理想である。本市も学校司書の必要性を感じ、国・府に配置の要望を行っているとのことであるが、そうであれば、本市自ら積極的に学校司書を配置すべきと考える。

ただし、限られた教育予算の中では、実現可能な方策をとることも必要である。例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① 核となる幾つかの学校に学校司書を配置し、その学校を中心に一定の範囲の学校をその学校司書が担当する。
- ② 中央図書館の司書が各校を巡回する。
- ③ 定年後の教員を再任用し、学校司書として配置する。

また、学校図書館ボランティアの活用も考えられるが、やはり、あくまでもボランティアであり、中心的な役割を担うことは難しいことから、過度な依存は避けるべきと考える。

なお、こうした学校図書館ボランティアについて、平成24年度の調査では、小学校が読み聞かせ等を中心に44校で活用しているのに対し、中学校は4校のみの活用となっている。ここにも大きなばらつきが見られ、改善の余地があるものとする。

## ② 図書館環境の在り方について

### 【課題 1】

蔵書が不足している。

平成 5 年、文部科学省は、学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、「学校図書館図書標準」を定めている。これを本市の市立小・中学校について見ると、達成率が 100%以上の学校は、小学校が 45 校中 2 校、中学校が 19 校中 6 校にとどまる。

また、新学習指導要領のもと、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表するといった、いわゆる調べ学習の重要性が言われており、教員からも「調べ学習用の図書をもっと整備してほしい」という声が聞かれた。なお、本委員会として学校図書館の現場を視察した第四中学校においては、一定の参考図書が備え付けられていた。

### 【提言 1】

質、量ともに蔵書を充実させる。

当然のことではあるが、まずは、全校で「学校図書館図書標準」を達成することが必要である。

なお、その際の手法としては、図書標準に満たない学校に予算を重点的に配分することや、市立図書館と連携を図り、団体貸し出しを活用することなどが考えられる。

また、単に図書標準を達成すればよいわけではなく、学校図書館は、子どもの「学習・情報センター」として、特に調べ学習において中心的な役割を果たすことが期待されていることから、選書についても、すべてを学校に任せるのではなく、本市教育委員会が主導して、一定の参考図書を全校に配置することなどが考えられる。

### 【課題 2】

蔵書の管理が適切に行われていない学校がある。

司書教諭の多忙化の影響等もあって、蔵書の有無等の点検、いわゆる棚卸しができていない学校がある。これでは、台帳に記録されている図書が実際にあるかどうかはわからず、適切な蔵書の管理とは言えない。

また、蔵書の管理については、小学校の学校図書館では、コンピューターを活用し、一定、データベース化が図られているが、一方、中学校の学校図書館では、依然として紙台帳による管理が行われており、統計的な処理が困難な状況にある。

## 【提言 2】

コンピューターを活用し、効率的な蔵書の管理を行う。

学校図書館にコンピューターを設置し、蔵書のデータベースを作成すれば、棚卸しが比較的容易になる。あわせて、一定の機器等を整備すれば、図書の貸し出しや返却を迅速に行うことができる。これは、現状においても司書教諭の省力化につながるものと考ええる。

また、コンピューターの活用により、貸し出した相手や図書の情報などをデータ化することができるため、そのデータをもとに読書推進活動を展開することなども可能となる。

## 【課題 3】

学校図書館の開館時間が短い。

本委員会として視察した第四中学校を初め、子どもたちが自発的に学校図書館を利用する時間帯は、昼休みが中心となっているが、腰を落ち着けて調べ学習や読書をするには短く感じられた。

生徒会活動の一環として、図書委員が中心となって放課後に開館している例もあるが、それも毎日というわけではなく、また、そうした学校図書館もそれほど多くはないのが実情である。

## 【提言 3】

放課後においても学校図書館を開館する。

学校図書館が子どもの「学習・情報センター」、「読書センター」としての機能を十分に発揮するためには、時間をかけて調べ物や読書ができるよう、放課後においても開館することが必要である。

そのための方策としては、やはり人的配置が必要であり、現在、幾つかの小学校において貸し出し等の業務を支援する学校図書館ボランティアを活用していることから、放課後においても協力を求めることが考えられる。

また、中学校では、生徒会活動だけでなく、クラブ活動の一環として「読書クラブ」を設け、顧問の教員の監督のもと、放課後に学校図書館で活動することにより、開館することも考えられる。

## 【課題 4】

学校図書館が多目的に利用されている。

学校図書館法では、「学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる」とされており、

学校図書館によっては、職員会議だけでなく、PTAや地域コミュニティの会議などが行われている。また、「枚方子どもいきいき広場」の会場となっている場合もある。

こうした現状を見た教員からは、「じっくりと本を読めるようなレイアウトになっていない」、「机やいすの高さが大人向けになっている」という声が聞かれた。

#### 【提言 4】

学校図書館の機能を阻害するような利用方法を避ける。

まず、余裕教室がある学校については、学校図書館ではなく、できる限り、こうした余裕教室を活用することが望ましい。

次に、余裕教室がない学校については、施設の有効利用の観点から、学校図書館を会議等で利用することを完全に否定することはできない。しかし、学校図書館は、第一義的には子どもの「学習・情報センター」、「読書センター」としての機能を有する施設であり、その機能を阻害するような利用方法は避けなければならない。

そのためには、こうした学校図書館の機能について、学校だよりなどを通じて広く保護者や地域に発信し、理解を求めることも必要になる。

### ③ 子どもの読書活動の推進等について

#### 【課題 1】

学校図書館の取り組みが家庭での読書活動につながっていない。

全国学力・学習状況調査には「主として『知識』に関する問題（A）」と「主として『活用』に関する問題（B）」があるが、平成25年度の国語の調査結果において、小学校では（B）のみ、中学校では（A）（B）のいずれも、本市の平均正答率が全国平均を下回った。

また、児童・生徒質問紙調査でも、本市において、子どもが家や図書館で読書する時間が少なくなっていることや、読書が好きではないという子どもが増えていることなどがうかがえ、全国学力・学習状況調査の結果にも影響を与えていることが考えられる。

こうした状況からは、学校図書館の取り組みが家庭での読書活動につながっていないのではないかという疑問がある。学校図書館は、「読書センター」としての機能を発揮することが求められているが、どうしても校内での取り組みだけにとどまりがちである。

### 【提言 1】

学校図書館と家庭との連携により子どもの読書活動を推進する。

平成25年度全国学力・学習状況調査の結果からは、すべての教科の基礎となる国語力の向上が本市の課題と考えられる。

こうした課題を解消するためには、学校での読書活動に加え、家庭での読書活動、いわゆる「家読（うちどく）」が重要であり、学校図書館が中心となって、家庭との連携を推進し、子どもの読書習慣の定着を図る必要がある。

### 【課題 2】

子どもに学校図書館の魅力が十分に伝わっていない。

本市では、朝の読書活動、いわゆる「朝読（あさどく）」に取り組んでおり、その際に学校図書館を利用する子どもも見られるところである。

しかし、どうしても以前から本が好きな子どもだけが利用することになりがちであり、これまで学校図書館を利用したことのない子どもに、その魅力をどのようにして伝え、足を運ばせるかが課題となる。

### 【提言 2】

学校図書館の魅力を校内に発信する取り組みなどを行う。

まず、学校図書館の本を読んだ子どもに感想を発表させ、それを聞く場を設けるなど、学校図書館の魅力を校内に発信する取り組みを行うことが考えられる。

また、前述の「読書クラブ」の活動も、学校図書館に足を向けさせるきっかけの一つになり得ると考えられる。

さらに、近年、他の自治体においては、借りた本の情報を預金通帳のように記録する「読書通帳」を導入することで、子どもが楽しみながら学校図書館に通うようになった例も見られる。

この「読書通帳」は、家庭に持ち帰ることにより、保護者との間で読書についての会話が交わされることも期待できるため、前述の学校図書館と家庭との連携にも役立つと考えられる。

## 2. 提言内容の実現に向けて

以上が、平成25年度における本委員会の所管事務調査の内容です。

その中で述べた本委員会の提言内容を実現するには、一定の費用が必要となる場合もありますが、本市及び本市教育委員会におかれては、将来を担う子どもたちへの先行投資であるとの共通認識のもと、経費削減や市有財産の有効活用などの内部努力を重ねることにより、最大限の予算確保を図っていただきますよう、まずもって申し上げます。

あわせて、校務情報化の推進や一部の中学校における学校司書の配置、学校図書館と市立図書館との連携、学校図書館の蔵書の充実等の取り組みについては、本委員会の協議内容に即応して、既に準備を進めていただいていることに対し、深く感謝する次第です。

今後は、本委員会の委員それぞれが、一人の議員として、一般質問の場などを活用しながら、提言内容の実現に向けて積極的にチェック機能を働かせていく所存です。

また、平成26年5月には、常任委員会委員の所属変更が予定されていますが、その後の文教常任委員会においても、学力向上に向けた教育環境の整備について、継続的な取り組みをしていただければ幸いです。

さらに、本委員会の委員以外の皆さんにおかれても、ぜひ本報告の内容を御賢察の上、ともに提言内容の実現に向け取り組んでいただきますようお願いいたします。結びといたします。

平成26年2月20日

文教常任委員会

委員長 福留利光

### 3. 開催状況

開催回等	開催日	会議内容等
第 1 回	平成25年 8 月29日	○ 学力向上に向けた教育環境の整備の前提として、「枚方の教育について」をテーマに、教育委員会から説明を受ける。その後、質疑応答
第 2 回	平成25年10月23日	○ 「ICTの活用方策について」及び「学校図書館の在り方について」をテーマに、教育委員会から説明を受ける。その後、質疑応答
市内 現地調査	平成25年10月31日	○ 授業におけるICT機器、特に電子黒板の活用状況を把握するため、枚方市立招提北中学校・枚方小学校を視察
先進都市 研修	平成25年11月 6 日	○ 「学びのイノベーション事業及びフューチャースクール推進事業について」をテーマに、広島市立藤の木小学校を視察
市内 現地調査	平成25年12月 4 日	○ 学校図書館の活用状況を把握するため、枚方市立第四中学校を視察

開催回等	開催日	会議内容等
第 3 回	平成25年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「小中学校における読書活動について」をテーマに、教育委員会から説明を受ける。</li> <li>○ 「ICTの活用方策について」及び「学校図書館の在り方について」をテーマに、委員間で協議</li> </ul>
第 4 回	平成26年 1 月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ICTの活用方策について」及び「学校図書館の在り方について」をテーマに、教育委員会と質疑応答</li> <li>○ 「所管事務調査報告書（骨子）案」を提示し、委員間で協議</li> </ul>
第 5 回	平成26年 2 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再度、「所管事務調査報告書（骨子）案」を提示し、委員間で協議</li> </ul>
第 6 回	平成26年 2 月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管事務調査報告（案）を提示し、委員間で最終確認</li> </ul>

#### 4. 文教常任委員名簿

(委員名は議席番号順)

職 名	氏 名	所 属 会 派 等
委 員 長	福 留 利 光	民 主 ク ラ ブ
副 委 員 長	堤 幸 子	日 本 共 産 党 議 員 団
委 員	清 水 薫	未 来 に 責 任 ・ み ん な の 会
委 員	千 葉 清 司	改 革 ひ ら か た 2 1
委 員	大 地 正 広	公 明 党 議 員 団
委 員	岡 林 薫	公 明 党 議 員 団
委 員	三 島 孝 之	民 主 ク ラ ブ
委 員	西 田 政 充	民 主 市 民 議 員 団